

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

## 電気供給約款（低圧）変更のお知らせ

拝啓 平素は株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が提供する電力サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度当社は、電気供給約款（低圧）を一部変更することといたしましたので、ご案内申し上げます。必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 新料金の適用日

2025年2月分の電気料金から適用

#### 2. 変更内容

##### ➤ 契約期間の見直し

契約期間について、「需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日まで」としておりましたが、わかりやすさの観点から、「需給契約が成立した日から、解除等により需給契約が終了する日まで」といたします。

【変更前】	【変更後】
<p>7. 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p>	<p>7. 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、解除等により需給契約が終了する日までといたします。</p>

##### ➤ 不可抗力の条件の追加

昨今の情勢を鑑み、不可抗力の条件を以下のとおり追加いたします。

※電気供給約款（標準約款）は46条を47条と読み替えます。

【変更前】	【変更後】
<p>46. 不可抗力</p> <p>(2) 戦争（宣戦布告の有無を問いません。）、テロ、革命、暴動、内乱、ストライキ、ロックアウト、法令の制定改廃、政府または政府機関の行為、火災、通信障害、システム障害、交通機関の停止、輸送機関の事故、銀行システムの停止、一般送配電事業者の停止、疫病の流行等、平時の社会生活の営みを困難にする事態が生じた場合</p>	<p>46. 不可抗力</p> <p>(2) 戦争（宣戦布告の有無を問いません。）、テロ、革命、暴動、内乱、ストライキ、ロックアウト、法令の制定改廃、政府または政府機関の行為、火災、通信障害、システム障害、サイバー攻撃、交通機関の停止、輸送機関の事故、銀行システムの停止、一般送配電事業者の停止、日本卸電力取引所の停止、疫病の流行等、平時の社会生活の営みを困難にする事態が生じた場合</p>

併せて、よりわかりやすい記載とするため細微な文言修正を行っております。

3. 変更後の電気供給約款

〈電気供給約款（取次事業者標準共通約款）〉

[https://www.enetsystems.co.jp/wp-content/uploads/20250201\\_allarea\\_yakkan.pdf](https://www.enetsystems.co.jp/wp-content/uploads/20250201_allarea_yakkan.pdf)

〈電気供給約款（標準約款）〉

[https://www.enetsystems.co.jp/img/index/20250201\\_allarea\\_yakkan\\_hyoujun.pdf](https://www.enetsystems.co.jp/img/index/20250201_allarea_yakkan_hyoujun.pdf)

4. 本件に関するお問い合わせ窓口

ENS コールセンター 0570-091-710 受付時間 10:00～18:00（平日）

今後も皆さまのご期待にお応えできますようサービス向上に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上